

電子申請開始のお知らせ

令和6年10月17日（木）より各種手続きを電子化します。電子化になることで、保育課にお越し
いただかなくても申請可能になります。電子申請開始後、原則として従来の申請用紙では受付しません
ので御注意ください。

支給認定証の交付後に支給認定証に記載している内容（児童及び保護者の住所、氏名、世帯構成、支
給認定事由、保育の必要量等）に変更が生じた場合は、速やかに「各種変更フォーム」から申請をして
ください。

手続き	申請先 QR	申請できる内容
各種変更		児童及び保護者の住所、氏名、世帯構成、支給認定事由、保育の必要量 等の変更
退園		在籍している施設の退園
通知発行		保育料決定通知書などの通知発行

注意事項

保育の認定・必要量はさかのぼって変更することはできません。

保護者の就労状況等の変更により保育の認定・必要量が変わる場合、当該事由が発生した日まで
に申請が完了していれば当該事由発生日から保育の認定・必要量を変更します。保育の認定・必要量
の変更に伴い保育料が変わる場合、翌月（月初日の場合はその月）から変更になります。支給認定証
は必ず保管しておいてください。

また、保育の必要な事由を証明する書類がなければ変更はできません。申請が遅れた場合は保育料の
変更が遅れたり、延長保育料等を支払っていただく可能性があります。

その他保育施設利用における詳細は市ホームページをご確認ください。

【問合せ先】寝屋川市こども部保育課

TEL 072-812-2552（直通）

